

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 配慮書(第3条—第4条の7)
- 第3章 方法書(第5条—第11条)
- 第4章 準備書(第12条—第34条)
- 第5章 評価書(第35条—第39条の2)
- 第6章 対象事業の内容の修正等(第40条—第42条)
- 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第43条・第44条)
- 第8章 事後調査の実施等(第45条—第49条)
- 第9章 手続に関する特例等
 - 第1節 都市計画に定められる対象事業に係る特例(第50条—第53条)
 - 第2節 法の対象事業に係る手続等(第54条・第55条)
- 第10章 雑則(第56条・第57条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市環境影響評価条例(平成21年新潟市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業内容に該当し、かつ、それぞれ同表の第3欄に掲げる規模を有する一の事業とする。ただし、当該事業が同表1の項から7の項まで(同表6(5)の項及び(6)の項を除く。)、9の項から13の項まで又は15の項から17の項までに掲げるいずれかの事業内容に該当する事業であってそれぞれ同表の第3欄に掲げる要件に該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓(同表8の項の第2欄に掲げる事業内容に該当する事業であって、一般地域(条例別表第2に掲げる環境の保全について特に配慮すべき地域(以下「特別配慮地域」という。))以外の地域をいう。)のみにおいて実施さ

れるものにあつては別表第1 8の項の第3欄に、特別配慮地域を含む地域で実施されるものにあつては同表8の項の第4欄に掲げる要件にそれぞれ該当するものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

- 2 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める規模を有し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業内容に該当し、かつ、それぞれ同表の第4欄に掲げる規模を有する一の事業とする。ただし、当該事業が同表1の項から7の項まで(同表6(5)の項及び(6)の項を除く。), 9の項から13の項まで又は15の項から17の項までに掲げるいずれかの事業内容に該当する事業であつてそれぞれ同表の第4欄に掲げる要件に該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

第2章 配慮書

(配慮書の作成)

第3条 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業の許可、認可等の根拠となる法令
- (2) 配慮書の作成者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 配慮書の作成にあたり参考とした資料の目録

(配慮書等の送付)

第4条 条例第6条第3項の規定による配慮書及び要約書(同項に規定する要約書をいう。次項において同じ。)の送付は、別記様式第1号により行うものとする。

- 2 配慮書及び要約書の送付部数は、50部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。

(配慮書についての公告の方法等)

第4条の2 条例第6条の2の規定による公告は、次に掲げる方法のうち2以上の方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (2) 対象事業の実施が想定される区域及びその周辺の地域の世帯に書面を配布すること。
- (3) 市の公報若しくは広報紙に掲載し、又は新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第

37号)第2条第2項に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)に掲示すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切と認める方法

2 事業者は、前項の公告を行ったときは、速やかに、別記様式第1号の2により市長に報告するものとする。

(配慮書の縦覧)

第4条の3 条例第6条の2の規定により配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して2以上の場所を定めるものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 市の庁舎その他の市の施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(配慮書について公告する事項)

第4条の4 条例第6条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施が想定される区域及びその周辺の概況

(4) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(5) 条例第6条の3第1項の意見書を提出することができる旨

(6) 条例第6条の3第1項の意見書の提出期限、提出先その他意見書の提出に必要な事項
(配慮書の公表)

第4条の5 条例第6条の2の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 市のウェブサイトへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切と認めるウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の6 条例第6条の3第1項の意見書の提出は、別記様式第1号の3、次に掲げる事項を記載した書類、当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体又は電子情報処理組織

(新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成20年新潟市条例第36号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用により行うものとする。この場合において、電子情報処理組織の使用によるときは、当該事項を、意見書の提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、意見書の提出を行わなければならない。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
 - (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
 - (4) 第1号に掲げる事項について、伏することなく意見書の写しを事業者に送付することに関する当該意見書を提出しようとする者の見解及びその理由
- 2 前項第3号の意見は、意見の理由を含めて日本語により記載するものとする。
- 3 市長は、第1項第1号に掲げる事項を伏することなく意見書の写しを事業者に送付することが当該意見書を提出した者の不利益となるおそれがあると判断したときは、同号の記載内容を伏して、当該意見書の写しを事業者に送付するものとする。

(配慮書についての市長の意見の提出期間)

第4条の7 条例第6条の4第1項の規則で定める期間は、90日とする。

第3章 方法書

(方法書等の送付)

第5条 条例第8条の規定による方法書及び要約書(同条に規定する要約書をいう。以下この章において同じ。)の送付は、別記様式第2号により行うものとする。

- 2 前項の方法書及び要約書の送付部数は、50部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。

(方法書についての公告の方法等)

第6条 条例第9条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち2以上の方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (2) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の世帯に書面を配布すること。
- (3) 市の公報若しくは広報紙に掲載し、又は掲示場に掲示すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切と認める方法

2 事業者は、前項の公告を行ったときは、速やかに、別記様式第3号により市長に報告するものとする。

(方法書の縦覧)

第7条 条例第9条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して2以上の場所を定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 市の庁舎その他の市の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第8条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施される区域
- (4) 条例第7条第1項第3号の対象事業に係る環境影響を受ける範囲内であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 条例第10条第1項の意見書を提出することができる旨
- (7) 条例第10条第1項の意見書の提出期限、提出先その他意見書の提出に必要な事項(配慮書の公表の規定の準用)

第8条の2 第4条の5の規定は、条例第9条の規定による公表について準用する。

(方法書説明会の開催)

第8条の3 条例第9条の2第1項に規定する方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告等)

第8条の4 第6条第1項の規定は、条例第9条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第9条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)

- (2) 対象事業の名称, 種類及び規模
- (3) 対象事業が実施される区域
- (4) 関係地域(条例第7条第1項第3号に規定する関係地域をいう。)の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

3 条例第9条の2第2項の規定による通知は, 別記様式第3号の2により行うものとする。

(方法書説明会の状況を記載した書類の送付)

第8条の5 条例第9条の2第3項の規定による方法書説明会の状況を記載した書類の送付は, 別記様式第3号の3により行うものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第8条の6 条例第9条の2第4項に規定する事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは, 次に掲げるものとする。

- (1) 天災, 交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知等)

第8条の7 条例第9条の2第4項後段の規定による周知は, 次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後, その要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 方法書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか, 方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第6条第1項の規定は, 前項第2号の規定による公告について準用する。

3 条例第9条の2第5項の規定による報告は, 別記様式第3号の4により行うものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 条例第10条第1項の意見書の提出は, 別記様式第4号, 次に掲げる事項を記載した書類, 当該事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体又は電子情報処理組織の使用により行うものとする。この場合において, 電子情報処理組織の使用によるときは, 当該事項を, 意見書の提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して, 意見書の提出を行わなければならない。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見
- (4) 第1号に掲げる事項について、伏することなく意見書の写しを事業者に送付することに関する当該意見書を提出しようとする者の見解及びその理由

2 前項第3号の意見は、意見の理由を含めて日本語により記載するものとする。

3 市長は、第1項第1号に掲げる事項を伏することなく意見書の写しを事業者に送付することが当該意見書を提出した者の不利益となるおそれがあると判断したときは、同号の記載内容を伏して、当該意見書の写しを事業者に送付するものとする。

(方法書についての意見の概要の提出)

第10条 条例第11条の規定による意見の概要を記載した書面の提出は、別記様式第5号により行うものとする。

(方法書についての市長の意見の提出期間)

第11条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

第4章 準備書

(準備書等の送付)

第12条 条例第16条の規定による準備書及び要約書(同条に規定する要約書をいう。以下この章において同じ。)の送付は、別記様式第6号により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の準備書及び要約書の送付について準用する。

(準備書についての公告の方法等)

第13条 第6条の規定は、条例第17条の規定による公告について準用する。

(準備書等の縦覧)

第14条 第7条の規定は、条例第17条の規定による縦覧について準用する。

(準備書等について公告する事項)

第15条 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施される区域
- (4) 関係地域(条例第18条第1項に規定する関係地域をいう。以下この章、第39条第4号

及び第47条の2第4号において同じ。)の範囲

- (5) 準備書及び要約書の縦覧の場所，期間及び時間
- (6) 条例第19条第1項の意見書を提出することができる旨
- (7) 条例第19条第1項の意見書の提出期限，提出先その他意見書の提出に必要な事項
(配慮書の公表の規定の準用)

第15条の2 第4条の5の規定は，条例第17条の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催)

第16条 条例第18条第1項に規定する準備書説明会は，できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし，必要に応じて準備書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(準備書説明会の開催の公告等)

第17条 第6条第1項の規定は，条例第18条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第18条第2項の規則で定める事項は，次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては，名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称，種類及び規模
- (3) 対象事業が実施される区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

3 条例第18条第2項の規定による通知は，別記様式第7号により行うものとする。

(準備書説明会の状況を記載した書類の送付)

第18条 条例第18条第3項の規定による準備書説明会の状況を記載した書類の送付は，別記様式第8号により行うものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第19条 条例第18条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは，次に掲げるものとする。

- (1) 天災，交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により準備書説明会の開催が故意に阻害されることによって準備書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知等)

第20条 条例第18条第4項後段の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、その要約書を求めに応じて提供すること。

(2) 準備書の概要を公告すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第6条第1項の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

3 条例第18条第5項の規定による報告は、別記様式第9号により行うものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第21条 第9条の規定は、条例第19条第1項の規定による意見書の提出について準用する。

(準備書についての意見の概要等の提出)

第22条 条例第20条の規定による意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書面の提出は、別記様式第10号により行うものとする。

(公聴会の開催)

第23条 条例第21条第1項の公聴会(以下単に「公聴会」という。)は、関係地域内において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

(公聴会の開催の公告)

第24条 条例第21条第2項の規定による公告は、掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施される区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 意見を聴こうとする事項

(6) 次条の規定による公述の申出に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公述の申出)

第25条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第1項の公告の日から市長が定める日までの間に、市長に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を申し出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び当該団体における役職名)

(2) 意見を述べる対象である準備書の名称

(3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見の要旨

2 前項第3号の意見の要旨は、意見の理由を含めて日本語により記載するものとする。

(公述人の選定等)

第26条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条第1項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の規定によりあらかじめ選定された者以外の者を公述人として指名することができる。

3 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

4 市長は、第1項若しくは第2項の規定により公述人を選定し、若しくは指名し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を前条の規定による申出をした者及び公述人に通知するものとする。

(公述の申出がなかった場合の取扱い)

第27条 市長は、第25条第1項に規定する期間内に同項の規定による申出がなかったときは、公聴会を開催しないこととし、公聴会の開催を予定していた日の前日までに、その旨を公告するものとする。

2 第24条第1項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(公聴会の中止等)

第28条 市長は、天災、交通の途絶その他の不測の事態により公聴会を予定する日時に開催することができないと認めるとき及び公聴会が故意に阻害されることによって公聴会を円滑に開催できないことが明らかであるときには、当該公聴会を中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により公聴会を中止したときは、日時、場所等を変更して公聴会

を開催するものとする。ただし、第34条に規定する期間内に日時を変更して公聴会を開催することが困難な場合その他再度公聴会を開催することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により日時、場所等を変更して公聴会を開催し、又は公聴会を開催しないこととしたときは、その旨を公告するものとする。

4 第24条第1項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(公聴会の議長)

第29条 公聴会は、市長の指名する職員が議長として主宰するものとする。

(公述人の意見の陳述等)

第30条 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人は、第25条第1項第2号の準備書について環境の保全の見地からの意見を日本語により述べなければならない。

3 公述人が前2項の規定に違反し、若しくは公述時間を超えて意見を述べたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、公述人に対し、当該意見の陳述を制止し、又は退場を命ずることができる。

(代理人による意見の陳述の禁止等)

第31条 公述人は、代理人に意見を述べさせてはならない。ただし、議長は、公述人が事故その他やむを得ない事情により自ら公述できないと認めるときは、その代理人に意見を述べさせ、又はあらかじめ公述人から意見を書面により提出させるものとする。

(公聴会の秩序維持)

第32条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 議長は、公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に対し、退場を命ずることができる。

3 前2項に規定するもののほか、議長は、公聴会の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

(公聴会記録書の作成等)

第33条 議長は、公聴会が終了した後速やかに、次に掲げる事項を記載した書類(以下「公聴会記録書」という。)を作成し、これに記名押印しなければならない。

(1) 公聴会を開催した日時及び場所

(2) 第24条第2項第1号から第4号までに掲げる事項

- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
 - (4) 公述人が述べた意見の要旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項
- 2 市長は、公聴会記録書の写しを事業者に送付するものとする。
(準備書についての市長の意見の提出期間)

第34条 条例第22条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

第5章 評価書

(条例第23条第2項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第35条 条例第23条第2項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第23条第2項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正
- (2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(評価書等の送付)

第36条 条例第25条の規定による評価書及び要約書(同条に規定する要約書をいう。以下この章において同じ。)の送付は、別記様式第11号により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の評価書及び要約書の送付について準用する。

(評価書についての公告の方法等)

第37条 第6条の規定は、条例第26条の規定による公告について準用する。

(評価書等の縦覧)

第38条 第7条の規定は、条例第26条の規定による縦覧について準用する。

(評価書等について公告する事項)

第39条 条例第26条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施される区域
- (4) 関係地域の範囲

(5) 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(配慮書の公表の規定の準用)

第39条の2 第4条の5の規定は、条例第26条の規定による公表について準用する。

第6章 対象事業の内容の修正等

(条例第27条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第40条 第35条の規定は、条例第27条ただし書(条例第30条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微な修正及び規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等の場合の通知)

第41条 条例第28条第1項及び条例第29条第4項(これらの規定を条例第30条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第28条第1項第1号に該当するとき 別記様式第12号

(2) 条例第28条第1項第2号に該当するとき 別記様式第13号

(3) 条例第28条第1項第3号に該当するとき 別記様式第14号

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第42条 第6条の規定は、条例第28条第1項及び条例第29条第4項の規定による公告について準用する。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第28条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

(4) 条例第28条第1項第3号に該当する場合にあつては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第29条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第43条 条例第29条第2項(条例第30条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める軽微な変更は、別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれ

があると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第29条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する変更

(2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告等)

第44条 第6条第1項の規定は、条例第30条第2項の規定による公告について準用する。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第30条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

3 事業者は、第1項の公告を行ったときは、速やかに、別記様式第15号により市長に報告するものとする。

第8章 事後調査の実施等

(対象事業に係る工事の着手等の届出)

第45条 条例第33条の規定による対象事業に係る工事の着手の届出は、工事に着手した日の翌日から起算して30日以内に別記様式第16号により行うものとする。

2 条例第33条の規定による対象事業に係る工事の完了の届出は、工事を完了した日の翌日から起算して30日以内に別記様式第17号により行うものとする。

(報告書等の送付)

第46条 条例第34条第3項の規定による報告書及び要約書(同条第2項に規定する要約書をいう。以下この章において同じ。)の送付は、毎年1回、別記様式第18号により行うものとする。

2 前項の報告書及び要約書の送付部数は、20部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。

(報告書についての公告の方法)

第46条の2 条例第34条第4項の規定による公告は、掲示場に掲示することにより行うもの

とする。

(報告書等の縦覧)

第47条 条例第34条第4項の規定による報告書及び要約書の縦覧は、市の庁舎において行うものとする。

(報告書等について公告する事項)

第47条の2 条例第34条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施される区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 報告書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(報告書等の公表)

第47条の3 条例第34条第4項の規定による公表は、市のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(報告書についての意見書の提出)

第48条 条例第34条第5項の意見書の提出は、別記様式第19号、次に掲げる事項を記載した書類、当該事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体又は電子情報処理組織の使用により行うものとする。この場合において、電子情報処理組織の使用によるときは、当該事項を、意見書の提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、意見書の提出を行わなければならない。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である報告書の名称
- (3) 報告書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、意見の理由を含めて日本語により記載するものとする。

(措置の報告)

第49条 条例第34条第10項の規定による措置の報告は、別記様式第20号により行うものとする。

第9章 手続に関する特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業に係る特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え等)

第50条 条例第35条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項各号列記	事業者	都市計画決定権者
以外の部分	対象事業	対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る施設(第24条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。)を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第6条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第6条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第3項、第6条の2及び第6条の4第1項	事業者	都市計画決定権者
第7条第1項各号列記	事業者	都市計画決定権者
以外の部分	対象事業	都市計画対象事業
第7条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏	都市計画決定権者の名称

	名及び主たる事務所 の所在地)	
第7条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第7条第1項第7号	事業者	都市計画決定権者
第7条第1項第8号	対象事業	都市計画対象事業
第8条	事業者	都市計画決定権者
第9条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第9条の2第1項から第5項まで、第10条第3項、第11条及び第12条第1項	事業者	都市計画決定権者
第13条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第13条第2項	事業者	都市計画決定権者
第14条及び第15条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第15条第1項第4号	事業者	都市計画決定権者
第15条第1項第7号ウ	対象事業	都市計画対象事業
第16条及び第17条	事業者	都市計画決定権者
第18条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第18条第2項から第5項まで、第19条第3項、第20条並びに第22条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
第23条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

第23条第2項各号列記以外の部分，第24条各号列記以外の部分及び第4号，第25条並びに第26条	事業者	都市計画決定権者
第27条本文	事業者	都市計画決定権者
	修正をしよう	修正をして対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	対象事業	都市計画対象事業
第28条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第28条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第29条第1項	を行う	が行われる
第29条第2項	を行った	が行われた
第29条第3項	を行い	が行われ
第29条第4項	を行った	が行われた
第30条第1項	を行った	が行われた

2 条例第35条第2項に規定する場合においては，第3条から第44条まで(第41条第3号及び第42条第2項第4号を除く。)，別表第2及び別表第3の規定を適用するものとし，この場合におけるこれらの規定の適用については，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1号	対象事業	対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る施設(第24条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。)を同法の規定により都市計画に定めようとする場合
--------	------	---

		における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第4条第1項	条例第6条第3項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第3項
第4条の2第1項各号 列記以外の部分	条例第6条の2	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条の2
第4条の2第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第4条の2第2項	事業者	都市計画決定権者
第4条の3各号列記以 外の部分	条例第6条の2	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条の2
第4条の3第1号及び 第3号	事業者	都市計画決定権者
第4条の4各号列記以 外の部分	条例第6条の2	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条の2
第4条の4第1号	事業者の氏名及び住 所(法人にあってはそ の名称, 代表者の氏 名及び主たる事務所 の所在地)	都市計画決定権者の名称
第4条の4第2号及び 第3号	対象事業	都市計画対象事業
第4条の5各号列記以 外の部分	条例第6条の2	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条の2
第4条の5第1号	事業者	都市計画決定権者
第4条の6第1項各号 列記以外の部分	条例第6条の3第1項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条の3第1項
第4条の6第1項第4号 及び第3項	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項	条例第8条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条

第6条第1項各号列記 以外の部分	条例第9条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第9条
第6条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第2項	事業者	都市計画決定権者
第7条各号列記以外の 部分	条例第9条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第9条
第7条第1号及び第3 号	事業者	都市計画決定権者
第8条各号列記以外の 部分	条例第9条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第9条
第8条第1号	事業者の氏名及び住 所(法人にあつてはそ の名称, 代表者の氏 名及び主たる事務所 の所在地)	都市計画決定権者の名称
第8条第2号及び第3 号	対象事業	都市計画対象事業
第8条第4号	条例第7条第1項第3 号	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第7条第1項第3号
	対象事業	都市計画対象事業
第8条の2	条例第9条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第9条
第8条の3	条例第9条の2第1項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第9条の2第1項
第8条の4第1項及び 第2項各号列記以外の 部分	条例第9条の2第2項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用 される条例第9条の2第2項
第8条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住 所(法人にあつてはそ の名称, 代表者の氏	都市計画決定権者の名称

	名及び主たる事務所の所在地)	
第8条の4第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第8条の4第3項	条例第9条の2第2項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の2第2項
第8条の5	条例第9条の2第3項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の2第3項
第8条の6各号列記以外の部分	条例第9条の2第4項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の2第4項
第8条の6第2号	事業者	都市計画決定権者
第8条の7第1項各号列記以外の部分	条例第9条の2第4項後段	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の2第4項後段
第8条の7第3項	条例第9条の2第5項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の2第5項
第9条第3項	事業者	都市計画決定権者
第10条	条例第11条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条
第11条	条例第12条第1項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項
第12条第1項	条例第16条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第13条, 第14条及び第15条各号列記以外の部分	条例第17条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条
第15条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称

第15条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第15条第5号	条例第16条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第15条の2	条例第17条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条
第16条	条例第18条第1項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第17条第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第18条第2項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第2項
第17条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第17条第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第17条第3項	条例第18条第2項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第2項
第18条	条例第18条第3項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第3項
第19条各号列記以外の部分	条例第18条第4項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第4項
第19条第2号	事業者	都市計画決定権者
第20条第1項各号列記以外の部分	条例第18条第4項後段	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第4項後段
第20条第3項	条例第18条第5項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第5項
第22条	条例第20条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用

		される条例第20条
	事業者	都市計画決定権者
第24条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第24条第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第33条第2項	事業者	都市計画決定権者
第34条	条例第22条第1項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項
第35条第1項	条例第23条第2項第1号	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条第2項第1号
	対象事業	都市計画対象事業
第35条第2項各号列記以外の部分	条例第23条第2項第1号	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条第2項第1号
第35条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第36条第1項	条例第25条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条
第37条, 第38条及び第39条各号列記以外の部分	条例第26条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条
第39条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第39条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業

第39条の2	条例第26条	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条
第41条各号列記以外の部分	条例第28条第1項及び条例第29条第4項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項及び条例第29条第4項
第41条第1号	条例第28条第1項第1号	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項第1号
第41条第2号	条例第28条第1項第2号	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項第2号
第42条第1項	条例第28条第1項及び条例第29条第4項	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項及び条例第29条第4項
第42条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第42条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第42条第2項第3号	条例第28条第1項各号	条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項各号
第43条第1項	条例第29条第2項	条例第35条第2項及び第51条第2項の規定により読み替えて適用される条例第29条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
第43条第2項各号列記以外の部分	条例第29条第2項	条例第35条第2項及び第51条第2項の規定の規定により読み替えて適用される条例第29条第2項
第43条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
別表第2及び別表第3	対象事業	都市計画対象事業

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第51条 条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が条例第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第29条第2項及び第3項の規定に基づいて経

るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

- 2 前項の場合における条例第29条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第29条第2項	事業者	都市計画決定権者
	第26条の規定	第35条第2項の規定により読み替えて適用される第26条の規定
	第7条第1項第2号に掲げる事項の変更	第35条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更
	同条から第26条まで	同条から第35条第2項の規定により読み替えて適用される第26条まで
	当該変更	当該事項の変更
第29条第3項前段	前項本文の規定の適用を受けた事業者	前項本文の規定により環境影響評価その他の手続を再び経ることとなった対象事業に係る事業者
第29条第3項後段	「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、第7条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」	「第26条の規定による公告を行う」とあるのは「第35条第2項の規定により読み替えて適用される第26条の規定による公告が行われ、かつ、第35条第2項の規定により読み替えて適用される第7条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。」が行われる」と、「第23条第1項又は第27条」とあるのは「第35条第2項の規定により読み替えて適用される第23条第1項又は第27条」

(事業者の行う環境影響評価等との調整)

- 第52条 事業者が条例第6条の規定により配慮書を作成してから条例第7条の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書に係る対象事業等を都市計画に定めよう

とする都市計画決定権者が、事業者(事業者が既に条例第6条第3項の規定により当該配慮書を市長に送付しているときは、事業者及び市長)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第35条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った計画段階配慮その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 事業者が条例第7条の規定により方法書を作成してから条例第9条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者(事業者が既に条例第8条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及び市長)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第35条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 事業者が条例第9条の規定による公告を行ってから条例第17条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、これらの公告に係る対象事業についての準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 6 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 事業者が条例第17条の規定による公告を行ってから条例第26条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等について都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定による都市計画の案の公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第6章及び第7章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第35条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第26条の規定による公告を行った後速やかに、都市計画決定権者

に当該公告に係る評価書を送付しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第53条 前条第7項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意を要するときは、当該同意をする者に当該評価書を送付しなければならない。

第2節 法対象事業に係る手続等

(法対象事業に係る公聴会を実施する場合の読替え)

第54条 第23条から第33条までの規定は、条例第39条において準用する条例第21条の規定による公聴会の開催について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条	条例第21条第1項	条例第39条において準用する条例第21条第1項
	関係地域	環境影響評価法(平成9年法律第8号。以下「法」という。)第15条に規定する関係地域
第24条第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第21条第2項	条例第39条において準用する条例第21条第2項
第24条第2項第1号	事業者	法対象事業者
第24条第2項第2号及び第3号	対象事業	法対象事業
第24条第2項第4号	関係地域	法第15条に規定する関係地域
第25条第1項第2号及び第3号	準備書	法第14条第1項に規定する準備書
第27条第1項	第25条第1項	第54条において準用する第25条第1項
第27条第2項	第24条第1項	第54条において準用する第24条第1項
第28条第4項	第24条第1項	第54条において準用する第24条第1項
第30条第2項	第25条第1項第2号	第54条において準用する第25条第1項第2号
第33条第1項第2号	第24条第2項第1号から第4号まで	第54条において準用する第24条第2項第1号から第4号まで

第33条第2項	事業者	法対象事業者
---------	-----	--------

(法対象事業に係る事後調査を実施する場合の読替え)

第55条 第46条の2から第49条までの規定は、条例第39条において準用する条例第34条(同条第1項から第3項までを除く。)の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第46条の2	条例第34条第4項	条例第39条において準用する条例第34条第4項
第47条	条例第34条第4項	条例第39条において準用する条例第34条第4項
	報告書及び要約書	条例第39条において準用する条例第34条第4項に規定する報告書
第47条の2各号列記以外の部分	条例第34条第4項	条例第39条において準用する条例第34条第4項
第47条の2第1号	事業者	法対象事業者
第47条の2第2号及び第3号	対象事業	法対象事業
第47条の2第5号	報告書及び要約書	条例第39条において準用する条例第34条第4項に規定する報告書
第47条の3	条例第34条第4項	条例第39条において準用する条例第34条第4項
第48条	条例第34条第5項	条例第39条において準用する条例第34条第5項
第49条	条例第34条第10項	条例第39条において準用する条例第34条第10項

第10章 雑則

(公表の方法)

第56条 条例第44条第2項(条例第39条において準用される場合を含む。)の規定による公表は、新潟市公報への登載及び掲示場への掲示、その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第57条 条例第47条第2項の証明書は、別記様式第21号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(条例附則第2項に規定する規則で定める軽微な変更等)

- 2 第43条の規定は、条例附則第2項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。

(条例附則第2項第1号に規定する規則で定める免許等に係る行為又は届出)

- 3 条例附則第2項第1号の規則で定める免許等に係る行為又は届出は、附則別表の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(条例附則第3項の規則で定める条件)

- 4 条例附則第3項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

附則別表

事業の種類	免許等に係る行為又は届出
1 道路の新設又は改築の事業	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更
	(2) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項若しくは第6項、第10条第1項若しくは第4項、第12条第1項若しくは第6項又は第18条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請
	(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第2項、第85条の2第2項、第95条第2項若しくは第96条の2第2項の規定による公告、同法第85条の4第1項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定
	(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可の申請
2 堰 ^{せき} 又は放水路の新築又は改築の事業	(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第24条若しくは第26条第1項の許可の申請又は同法第95条の規定による協議
	(2) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第13条第1項の規定による認可の申請
	(3) 水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可の申請
	(4) 土地改良法第85条第2項、第85条の2第2項、第95条第2項若しくは第96条の2第2項の規定による公告、同法第85条の4第1項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改

	良事業計画の決定
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項, 第9条第1項若しくは第12条第1項又は同条第4項において準用する同法第9条第1項の規定による認可の申請 (2) 軌道法(大正10年法律第76号)第5条第1項又は軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第6条第1項の規定による認可の申請
4 飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	(1) 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可の申請又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定による告示 (2) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第107条第2項において準用する航空法第49条第1項の規定による告示
5 電気工作物の設置又は変更の工事業	電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出
6 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項, 第9条第1項, 第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の規定による許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出
7 下水道終末処理場の新設の事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の3第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請
8 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓の事業	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許の出願又は同法第42条第1項の規定による承認の申請
9 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に規定する土地区画整理事業	土地区画整理法第4条第1項, 第10条第1項, 第14条第1項, 第39条第1項, 第52条第1項, 第55条第12項, 第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可の申請
10 住宅団地の造成の事業	(1) 都市計画法第29条又は第35条の2第1項の許可の申請 (2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請 (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請

	(4) 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第14条第5項若しくは第6項又は附則第12条第13項の規定による意見の聴取
	(5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第28条の規定による意見の聴取
11 工業団地の造成の事業	(1) 都市計画法第29条又は第35条の2第1項の規定による許可の申請
	(2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請
	(3) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請
	(4) 独立行政法人都市再生機構法第14条第5項若しくは第6項又は附則第12条第13項の規定による意見の聴取
12 流通業務団地の造成の事業	(1) 都市計画法第59条第1項から第4項まで又は第63条第1項の規定による認可又は承認の申請
	(2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請
	(3) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請
13 農用地の造成の事業	土地改良法第85条第2項, 第85条の2第2項, 第95条第2項若しくは第96条の2第2項の規定による公告, 同法第85条の4第1項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定
14 土石又は砂利の採取の事業	(1) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可の申請又は同法第42条の2後段の規定による協議
	(2) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可の申請又は同法第43条後段の規定による協議
	(3) 河川法第25条, 第27条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可の申請又は同法第95条の規定による協議
	(4) 新潟県土採取の適正化に関する条例(昭和48年新潟県条例第66号)第4条第1項又は第6条第2項の規定による届出
	(5) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請

15 スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置又は変更の事業	(1) 都市計画法第29条又は第35条の2第1項の規定による許可の申請
	(2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請
	(3) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請
	(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
	(5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項若しくは第10条第2項の規定による協議又は第9条第3項若しくは第10条第3項の規定による認可の申請
	(6) 新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)第8条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による承認の申請
16 工場又は事業場の新設又は増設の事業	(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出
	(2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出
	(3) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第5条第1項又は第7条の規定による届出
	(4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第36条の2第1項又は第2項の規定による届出
	(5) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条又は第7条第1項の規定による許可の申請
	(6) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
17 複合開発事業	9の項から12の項まで、14の項又は15の項に掲げる免許等に係る行為又は届出

附 則(平成25年規則第86号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の2から第4条の7まで、別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る新潟

市環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成25年新潟市条例第21号)による改正後の新潟市環境影響評価条例(平成21年新潟市条例第5号)(以下「新条例」という。)第6条第1項に規定する配慮書について適用する。

- 3 改正後の第6条から第8条の7まで及び別記様式第3号の2から別記様式第3号の4までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第7条第1項に規定する方法書について適用する。
- 4 改正後の第13条から第15条の2までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第15条第1項に規定する準備書について適用する。
- 5 改正後の第37条から第39条の2までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第24条に規定する評価書について適用する。
- 6 改正後の第46条の2から第48条までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第34条第2項に規定する報告書及び要約書について適用する。

附 則(令和3年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 電気工作物である太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業であって、この規則の施行の日の前に環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）に規定する環境影響評価その他の手続きが行われている届出については、施行日以後も引き続き県条例の規定により当該手続きを行うものとする。

別表第1(第2条関係)

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号に掲げる事業の規模	条例第2条第2項第2号に掲げる事業の規模
1 道路の新設又は改築の事業	(1) 道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は	車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)の数が4以上であり、	車線の数が4以上であり、かつ、長さが0.6キロメートル以上である道路を設けるもの又は車線の数が2以上であり、かつ、長さが6キロメートル以上である道路を設けるもの

<p>指定しようとするもの(以下「自動車専用道路」という。)の新設の事業</p>	<p>かつ、長さが1キロメートル以上である道路を設けるもの</p>	
<p>(2) 自動車専用道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が1キロメートル以上であるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が0.6キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。)の長さの合計が6キロメートル以上であるもの</p>
<p>(3) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路(自動車専用道路を除く。以下「一般国道等」という。)又は土地改良法第2条第2項第1号の農業用道路(以下「農道」という。)の新設の事業</p>	<p>車線の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である道路を設けるもの</p>	<p>車線の数が4以上であり、かつ、長さが3キロメートル以上である道路を設けるもの又は車線の数が2以上であり、かつ、長さが6キロメートル以上である道路を設けるもの</p>

<p>(4) 一般国道等の改築の事業であって道路の区域を変更して車線の数を増加させ、若しくは新たに道路を設けるもの又は農道の改築の事業であって農道の区域を変更して車線の数を増加させ、若しくは新たに農道を設けるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上であるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が3キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。)の長さの合計が6キロメートル以上であるもの</p>
<p>(5) 森林法第4条第2項第4号の林道(以下単に「林道」という。)の新設の事業</p>	<p>幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるもの</p>	<p>幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが6キロメートル以上である道路を設けるもの</p>
<p>(6) 林道の改築の事業であって、幅員を拡大し、又は新たに林道を設けるもの</p>	<p>幅員の拡大に係る部分(改築後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上であるもの</p>	<p>幅員の拡大に係る部分(改築後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)の長さの合計が6キロメートル以上であるもの</p>

2 堰又は放水路の新築又は改築の事業	(1) 河川に関する堰の新築の事業	計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域(以下「湛水区域」という。)の面積(以下「湛水面積」という。)が50ヘクタール以上であるもの	湛水面積が30ヘクタール以上であるもの
	(2) 河川に関する堰の改築の事業	改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加するもの	改築後の湛水面積が30ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が15ヘクタール以上増加するもの
	(3) 放水路の新築の事業であって、河川法第8条に規定する河川工事として行うもの	50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの	30ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	(1) 鉄道事業法による鉄道(懸垂式鉄道, 跨座式鉄道, 案内軌条式鉄道, 無軌条電車, 鋼索鉄道, 浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹	長さが5キロメートル以上である鉄道を設けるもの	長さが3キロメートル以上である鉄道を設けるもの

<p>線鉄道及び同法附則第6項第1号に規定する新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第2号に規定する新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業</p>		
<p>(2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業</p>	<p>改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるもの</p>	<p>改良に係る部分の長さが3キロメートル以上であるもの</p>
<p>(3) 軌道法による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。)の建設の事業</p>	<p>長さが5キロメートル以上である軌道を設けるもの</p>	<p>長さが3キロメートル以上である軌道を設けるもの</p>
<p>(4) 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他</p>	<p>改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるもの</p>	<p>改良に係る部分の長さが3キロメートル以上であるもの</p>

	の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業		
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港その他の飛行場(以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業	すべてのもの	すべてのもの
	(2) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業	すべてのもの	すべてのもの
	(3) 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業	すべてのもの	すべてのもの
	(1) 電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物(以下「電気工作物」という。)である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業	出力が75,000キロワット以上であるもの	出力が45,000キロワット以上であるもの
	(2) 電気工作物である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業	出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が45,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(3) 電気工作物であ	出力7,500キロワット以上	出力4,500キロワット以上

	る風力発電所の設置の工事業	であるもの	であるもの
	(4) 電気工作物である風力発電所の変更の工事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が4,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(5) 電気工作物である太陽電池発電所の設置の工事業	太陽電池発電所の用に供する敷地（以下「太陽電池発電所敷地」という。）の面積が50ヘクタール以上であるもの	太陽電池発電所敷地の面積が30ヘクタール以上であるもの
	(6) 電気工作物である太陽電池発電所の変更の工事業	太陽電池発電所敷地の面積が50ヘクタール以上増加するもの	太陽電池発電所敷地の面積が30ヘクタール以上増加するもの
6 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設であるもの(以下「ごみ焼却施設」という。)又は同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設のうち焼却施設であるもの(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力が100トン以上であるもの	1日当たりの処理能力が60トン以上であるもの
	(2) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力が100トン以上増加するもの	1日当たりの処理能力が60トン以上増加するもの

	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項のし尿処理施設(以下単に「し尿処理施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力が100キロリットル以上であるもの	1日当たりの処理能力が60キロリットル以上であるもの
	(4) し尿処理施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力が100キロリットル以上増加するもの	1日当たりの処理能力が60キロリットル以上増加するもの
	(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項の産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業	埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が5ヘクタール以上であるもの又は埋立容量が250,000立方メートル以上であるもの	埋立処分場所の面積が3ヘクタール以上であるもの又は埋立容量が150,000立方メートル以上であるもの
	(6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業	埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加するもの又は埋立容量が250,000立方メートル以上増加するもの	埋立処分場所の面積が3ヘクタール以上増加するもの又は埋立容量が150,000立方メートル以上増加するもの
7 下水道終末処理場の	下水道法第2条第6号に規定する終末処理場	計画処理人口が100,000人以上であるもの	計画処理人口が60,000人以上であるもの

新設の事業	の新設の事業		
8 公有水面 その他の水面の埋立て 又は干拓の 事業	公有水面埋立法による 公有水面の埋立て又は 干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域 の面積が25ヘクタール以 上であるもの	埋立て又は干拓に係る区 域の面積が15ヘクタール 以上であるもの
9 土地区画 整理法に規 定する土地 区画整理事 業	土地区画整理法第2条 第1項に規定する土地 区画整理事業である事 業	施行区域の面積が50ヘク タール以上であるもの	施行区域の面積が30ヘク タール以上であるもの
10 住宅団地 の造成の事 業	2以上の住宅の用に供 するための敷地及びこ れに隣接し、緑地、道 路その他の施設の用に 供するための敷地とし て計画的に取得され、 又は造成される一団の 土地(以下「住宅団 地」という。)の造成 の事業	造成に係る土地の面積が 50ヘクタール以上である もの	造成に係る土地の面積が 30ヘクタール以上である もの
11 工業団地 の造成の事 業	工場立地法第4条第1 項第3号イに規定する 工業団地の造成の事業	造成に係る土地の面積が 50ヘクタール以上である もの	造成に係る土地の面積が 30ヘクタール以上である もの
12 流通業務 団地の造成 の事業	流通業務市街地の整備 に関する法律(昭和41 年法律第110号)第2条 第2項に規定する流通 業務団地造成事業	施行区域の面積が50ヘク タール以上であるもの	施行区域の面積が30ヘク タール以上であるもの
13 農用地の 造成の事業	(1) 土地改良法第2条 第2項第1号から第3	施行区域の面積が500ヘク タール以上であるもの	施行区域の面積が300ヘク タール以上であるもの

	号まで及び第7号に掲げる土地改良事業で、農用地の改良の事業であるもの(次号に該当するものを除く。)		
	(2) 土地改良法第2条第2項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる土地改良事業で、農用地の造成の事業であるもの(農用地間における地目変換の事業を除く。)	施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの	施行区域内の面積が30ヘクタール以上であるもの
14 土石又は砂利の採取の事業	(1) 採石法第2条に規定する岩石若しくは砂利採取法第2条に規定する砂利の採取又は新潟県土採取の適正化に関する条例第2条に規定する土の採取(以下「土石又は砂利の採取」という。)の事業	事業区域(当該事業に係る全体計画がある場合にあっては、その区域をいう。以下同じ。)の面積が30ヘクタール以上であるもの	事業区域の面積が18ヘクタール以上であるもの
	(2) 土石又は砂利の採取の区域の変更の事業	事業区域の面積が30ヘクタール以上増加するもの	事業区域の面積が18ヘクタール以上増加するもの
15 スポーツ施設又はレクリエーション	(1) ゴルフ場の設置の事業	施行区域等(スポーツ施設又はレクリエーション施設及びこれらの施設に関連し	施行区域等の面積が30ヘクタール以上であるもの

<p>ョン施設の 設置又は変 更の事業</p>		<p>て整備される施設等の用に 供する土地の区域をいう。 以下同じ。)の面積が50ヘ クタール以上であるもの</p>	
	<p>(2) ゴルフ場の規模 の変更の事業</p>	<p>施行区域等の面積が50ヘ クタール以上増加するもの</p>	<p>施行区域等の面積が30ヘ クタール以上増加するもの</p>
	<p>(3) 運動・レジャー 施設(都市計画法施 行令(昭和44年政令 第158号)第1条第2 項第1号に掲げる大 規模な工作物をい う。以下同じ。)の 設置の事業</p>	<p>施行区域等の面積が50ヘ クタール以上であるもの</p>	<p>施行区域等の面積が30ヘ クタール以上であるもの</p>
	<p>(4) 運動・レジャー 施設の規模の変更の 事業</p>	<p>施行区域等の面積が50ヘ クタール以上増加するもの</p>	<p>施行区域等の面積が30ヘ クタール以上増加するもの</p>
	<p>(5) 自然公園法第2条 第6号又は新潟県立 自然公園条例第2条 第3号に規定する公 園事業(スキー場に 関するものを除く。 以下「自然公園事 業」という。)</p>	<p>—</p>	<p>施行区域等の面積が30ヘ クタール以上であるもの</p>
	<p>(6) 自然公園事業の 変更の事業</p>	<p>—</p>	<p>施行区域等の面積が30ヘ クタール以上増加するもの</p>
	<p>(7) 都市公園法(昭和 31年法律第79号)第</p>	<p>土地の形状の変更を行う区 域の面積が50ヘクタール</p>	<p>土地の形状の変更を行う 区域の面積が30ヘクター</p>

	<p>2条第1項に規定する都市公園(主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園, 主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園, 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全, 改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。以下単に「都市公園」という。)の設置の事業</p>	<p>以上であるもの</p>	<p>ル以上であるもの</p>
	<p>(8) 都市公園の規模の変更の事業</p>	<p>土地の形状の変更を行う区域の面積が50ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>土地の形状の変更を行う区域の面積が30ヘクタール以上増加するもの</p>
<p>16 工場又は事業場の新設又は増設の事業</p>	<p>(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。), ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)の新設の事業</p>	<p>排出ガス量(温度が零度であって, 圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が40,000立方メートル以上又は排出水量(1日当たりの平均的な</p>	<p>排出ガス量が24,000立方メートル以上又は排出水量が3,000立方メートル以上であるもの</p>

		排水の量をいう。以下同じ。)が5,000立方メートル以上であるもの	
	(2) 工場等の増設の事業	排出ガス量が40,000立方メートル以上又は排水量が5,000立方メートル以上増加するもの	排出ガス量が24,000立方メートル以上又は排水量が3,000立方メートル以上増加するもの
17 複合開発事業	9の項から15の項までに掲げる事業の種類のうちいずれか2以上の事業の種類に該当する複数の事業を一の事業者がそれぞれ相互に密接に関連させて一体的に行う事業	次の算式により算定した数値が1以上であるもの 算式 $(A+B+C+D) \div 50 + E \div 50 + F \div 50 + G \div 30 + H \div 50$ 算式の符号 A 9の項に掲げる土地区画整理事業の施行区域の面積 B 10の項に掲げる住宅団地の造成に係る土地の面積 C 11の項に掲げる工業団地の造成に係る土地の面積 D 12の項に掲げる流通業務団地の造成の事業の施行区域の面積 E 13の項(1)に掲げる農用地の改良事業の施行区域の面積 F 13の項(2)に掲げる農用地の造成事業の施行区域	次の算式により算定した数値が1以上であるもの 算式 $(A+B+C+D) \div 30 + E \div 300 + F \div 30 + G \div 18 + H \div 30$ 算式の符号 A 9の項に掲げる土地区画整理事業の施行区域の面積 B 10の項に掲げる住宅団地の造成に係る土地の面積 C 11の項に掲げる工業団地の造成に係る土地の面積 D 12の項に掲げる流通業務団地の造成の事業の施行区域の面積 E 13の項(1)に掲げる農用地の改良事業の施行区域の面積 F 13の項(2)に掲げる農用地の造成事業の施行

	の面積	区域の面積
	G 14の項に掲げる土石又は砂利の採取の事業の事業区域の面積	G 14の項に掲げる土石又は砂利の採取の事業の事業区域の面積
	H 15の項(1)から(4)までに掲げるスポーツ若しくはレクリエーション施設の設置若しくは変更の事業の施行区域等の面積又は15の項(7)若しくは(8)に掲げる都市公園の設置若しくは変更の事業の土地の形状の変更を行う区域の面積	H 15の項(1)から(6)までに掲げるスポーツ若しくはレクリエーション施設の設置若しくは変更の事業の施行区域等の面積又は15の項(7)若しくは(8)に掲げる都市公園の設置若しくは変更の事業の土地の形状の変更を行う区域の面積

別表第2(第35条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項(1)から(4)までに規定する事業内容に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項(5)又は(6)に規定する事業内容に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。

3 別表第1の2の項 (1)又は(2)に規定 する事業内容に 該当する対象事 業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の 湛水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	変更しないこと。
4 別表第1の2の項 (3)に規定する事 業内容に該当す る対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正 前の放水路の区域の面積の20パーセント未満 であること。
5 別表第1の3の項 (1)又は(2)に規定 する事業内容に 該当する対象事 業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこ と。
	本線路施設区域(別表第 1の3の項に該当する対 象事業が実施されるべ き区域から車庫又は車 両検査修繕施設の区域 を除いたものをいう。 以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以 上離れた区域が新たに本線路施設区域となら ないこと。
	本線路(一の停車場に係 るものを除く。以下同 じ。)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎 となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度 が地上の部分において10キロメートル毎時を 超えて増加しないこと。
6 別表第1の3の項 (3)又は(4)に規定 する事業内容に 該当する対象事 業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこ と。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以 上離れた区域が新たに本線路施設区域となら ないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速

	礎となる車両の最高速度	度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
7 別表第1の4の項に規定する事業内容に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が修正前の飛行場及びその施設の区域の面積の10パーセント未満であること。
8 別表第1の5の項(1)又は(2)に規定する事業内容に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	変更しないこと。
	燃料の種類	変更しないこと。
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	変更しないこと。
9 別表第1の5の項(3)又は(4)に規定する事業内容に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
10 別表第1の5の項の(5)又は(6)に規定する事業内容に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地の位置	新たに太陽電池発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
11 別表第1の6の	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増

項(1)から(4)までに規定する事業内容に該当する対象事業		加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
12 別表第1の6の項(5)又は(6)に規定する事業内容に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場、同号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場の別	変更しないこと。
13 別表第1の7の項に規定する事業内容に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
14 別表第1の8の項に規定する事業内容に該当する対象事業	埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が修正前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の20パーセント未満であること。
15 別表第1の9の項に規定する事業内容に該当す	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

る対象事業		
16 別表第1の10の項又は11の項に規定する事業内容に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の造成に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
17 別表第1の12の項に規定する事業内容に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
18 別表第1の13の項(1)に規定する事業内容に該当する対象事業	施行する土地の位置	新たに施行する土地となる部分の面積が修正前の施行する土地の面積の10パーセント未満であること。
19 別表第1の13の項(2)に規定する事業内容に該当する対象事業	施行する土地の位置	新たに施行する土地となる部分の面積が修正前の施行する土地の面積の10パーセント未満であること。
20 別表第1の14の項に規定する事業内容に該当する対象事業	事業区域の位置	新たに事業区域となる部分の面積が修正前の事業区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
21 別表第1の15の項(1)から(6)までに規定する事業内容に該当する対象事業	施行区域等の位置	新たに施行区域等となる部分の面積が修正前の施行区域等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
22 別表第1の15の項(7)又は(8)に規定する事業内容に該当する対象	土地の形状の変更を行う区域の位置	新たに土地の形状の変更を行う区域となる部分の面積が修正前の土地の形状の変更を行う区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

事業		
23 別表第1の16の項に規定する事業内容に該当する対象事業	排出ガス量及び排出水量	排出ガス量が10パーセント以上増加せず、かつ、排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
24 別表第1の17の項に規定する事業内容に該当する対象事業	対象事業を実施する区域の位置	新たに対象事業を実施する区域となる部分の面積が修正前の対象事業を実施する区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

別表第3(第43条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の項(1)から(4)までに規定する事業内容に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別を連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	自動車専用道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設を設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 別表第1の1の項(5)又は(6)に該当	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。

する対象事業	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項(1)又は(2)に該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別 堰の位置	変更しないこと。 堰の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
4 別表第1の2の項(3)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の放水路の区域の面積の10パーセント未満であること。
5 別表第1の3の項(1)又は(2)に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別を連続した	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別を連続した

	くは高架又はその他の構造の別	1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
6 別表第1の3の項(3)又は(4)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別を連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
7 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が変更前の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	利用を予定する航空機	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺に

	の種類又は数	おける航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和49年運輸省令第6号)第1項の規定により算定した値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。
8 別表第1の5の項(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
	原動力についての汽力, ガスタービン, 内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	変更しないこと。
	燃料の種類	変更しないこと。
	冷却方式についての冷却塔, 冷却池又はその他のものの別	変更しないこと。
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	変更しないこと。
	放水口の位置	放水口の位置が100メートル以上移動しないこと。
9 別表第1の5の項(3)又は(4)に該当	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。

する対象事業	対象事業を実施する区域の位置	修正前の対象事業を実施する区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
10 別表第1の5の項の(5)又は(6)に規定する事業の内容に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地の位置	新たに太陽電池発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
11 別表第1の6の項(1)から(4)までに該当する対象事業	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
12 別表第1の6の項(5)又は(6)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場、同号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハ掲げる産業廃棄物の最終処分場の別	変更しないこと。
13 別表第1の7の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業を

		施する区域とならないこと。
14 別表第1の8の項に該当する対象事業	埋立又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立又は干拓に係る区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
15 別表第1の9の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の工業の用の土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
16 別表第1の10の項又は11の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の造成に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
17 別表第1の12の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の工業の用の土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
18 別表第1の13の項(1)に該当する対象事業	施行する土地の位置	新たに施行する土地となる部分の面積が変更前の施行する土地の面積の10パーセント未満であること。
19 別表第1の13の項	施行する土地の位置	新たに施行する土地となる部分の面積が変更

項(2)に該当する対象事業		前の施行する土地の面積の10パーセント未満であること。
20 別表第1の14の項に該当する対象事業	事業区域の位置	新たに事業区域となる部分の面積が変更前の事業区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
21 別表第1の15の項(1)から(6)までに該当する対象事業	施行区域等の位置	新たに施行区域等となる部分の面積が変更前の施行区域等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
22 別表第1の15の項(7)又は(8)に該当する対象事業	土地の形状の変更を行う区域の位置	新たに土地の形状の変更を行う区域となる部分の面積が変更前の土地の形状の変更を行う区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
23 別表第1の16の項に該当する対象事業	排出ガス量及び排出水量	排出ガス量が10パーセント以上増加せず、かつ、排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業を実施する区域の位置	変更前の対象事業を実施する区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業を実施する区域とならないこと。
24 別表第1の17の項に該当する対象事業	対象事業を実施する区域の位置	新たに対象事業を実施する区域となる部分の面積が変更前の対象事業を実施する区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

別記様式第1号(第4条関係)

計画段階環境配慮計画書等送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第6条第3項の規定により,別添のとおり計画段階環境配慮計画書等を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業 実施想定区域			
環境影響評価方法 書送付予定年月日	年 月 日		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 条例第6条第2項の規定により,2以上の対象事業について併せて計画段階環境配慮計画書の作成を行った場合は,その他参考事項の欄にその旨を記入してください。

2 ※印欄は,記入しないでください。

添付書類

対象事業実施想定区域及び周辺地域を示した適切な縮尺の図面(対象事業実施想定区域内又はその周辺に特別配慮地域が存在する場合は,特別配慮地域と対象事業実施想定区域との関係も図示したものとする。)

別記様式第1号の2（第4条の2関係）

計画段階環境配慮計画書の公告事項報告書

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市環境影響評価条例第6条の2の規定により計画段階環境配慮計画書の作成をした旨の公告をしたので、報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業 実施想定区域			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
公告事項			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 公告事項の欄の記入は、公告の写しの添付によりこれに代えることができます。

2 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第1号の3（第4条の6関係）

計画段階環境配慮計画に係る意見書

年 月 日

（宛先）新潟市長

意見提出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市環境影響評価条例施行規則第4条の6の規定により意見書を提出します。

計画段階環境配慮 計画書の名称			
氏名及び住所を伏 することなく本意 見書の写しを事業 者に送付すること についての見解	1 了解する（氏名、住所を伏せないで事業者に送付してよい。）		
	2 了解しない（氏名、住所を伏せて事業者に送付してほしい。） （どちらかを選択し、番号に○をつけてください。）		
環境の保全の見地 からの意見及びそ の理由（頁番 号，行番号等意見 箇所を明記してく ださい。）	2を選択した場合の理由		
	（市長が意見提出者の不利益となると判断した場合は，匿名で事業 者に送付します。）		
※整理番号		※受理年月日	

- 注1 氏名及び住所を伏することなく本意見書の写しを事業者に送付することについての
見解で「2 了解しない」を選択した場合は，その理由を記入してください。
- 2 意見は，意見の理由も含めて日本語により記入してください。
- 3 この様式に記入しようとする事項のすべてを記入することができないときは，日本
産業規格A4の用紙に記入し，別紙として添付してください。
- 4 ※印欄は，記入しないでください。

別記様式第2号(第5条関係)

環境影響評価方法書等送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第8条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及びその要約書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
環境影響を受ける範囲			
環境影響評価の実施予定	調査開始予定年月日	年 月 日	
	環境影響評価準備書送付予定年月日	年 月 日	
	予定調査担当機関		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 条例第7条第2項の規定において準用する条例第6条第2項の規定により、2以上の対象事業について併せて環境影響評価方法書の作成を行った場合は、その他参考事項の欄にその旨を記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

添付書類

対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域を示した適切な縮尺の図面(対象事業実施区域内又はその周辺に特別配慮地域が存在する場合は、特別配慮地域と対象事業実施区域との関係も図示したものとする。)

別記様式第3号(第6条, 第13条, 第37条関係)

公告事項報告書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第9条・第17条・第26条の規定により環境影響評価方法書・環境影響評価準備書・環境影響評価書の作成をした旨の公告をしたので, 報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
公告事項			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 公告事項の欄の記入は, 公告の写しの添付によりこれに代えることができます。

2 ※印欄は, 記入しないでください。

別記様式第3号の2（第8条の4関係）

環境影響評価方法書説明会開催計画通知書

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市環境影響評価条例第9条の2第2項の規定により，環境影響評価方法書に関する説明会（以下「方法書説明会」という。）の開催計画について通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
方法書説明会開催計画	開催予定日時		
	開催予定場所 （名称及び所在地）		
	定員		
方法書説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は，記入しないでください。

別記様式第3号の3（第8条の5関係）

環境影響評価方法書説明会開催結果送付書

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市環境影響評価条例第9条の2第3項の規定により，別添のとおり環境影響評価方法書に関する説明会（以下「方法書説明会」という。）の開催結果について送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
開催場所			
方法書説明会の開催以外に講じた措置の内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は，記入しないでください。

添付書類

- 1 開催日時，開催場所の名称及び所在地，参加人数，方法書説明会の経過並びにその概要を記載した書類
- 2 方法書説明会で資料を配布した場合は，その資料

別記様式第3号の4（第8条の7関係）

環境影響評価方法書説明会の代替措置に関する報告書

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する説明会に代えて次のとおり措置を講じたので、新潟市環境影響評価条例第9条の2第5項の規定により報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
周知実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
方法書の記載事項の周知を行った地域			
方法書の記載事項の周知方法			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

添付書類

方法書の周知のため資料を配布した場合は、その資料。

環境影響評価方法書(準備書)に係る意見書

年 月 日

(宛先)新潟市長

意見提出者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例施行規則第9条・第21条の規定により意見書を提出します。

方法書(準備書)の名称			
氏名及び住所を伏することなく本意見書の写しを事業者に送付することについての見解	1 了解する(氏名,住所を伏せないで事業者に送付してよい。)		
	2 了解しない(氏名,住所を伏せて事業者に送付してほしい。) (どちらかを選択し,番号に○をつけてください。)		
環境の保全の見地からの意見及びその理由(頁番号,行番号等意見箇所を明記してください。)	2を選択した場合の理由 (市長が意見提出者の不利益となると判断した場合は,匿名で事業者に送付します。)		
※整理番号		※受理年月日	

- 注1 氏名及び住所を伏することなく本意見書の写しを事業者に送付することについての見解で「2 了解しない」を選択した場合は,その理由を記入してください。
- 2 意見は,意見の理由も含めて日本語により記入してください。
- 3 この様式に記入しようとする事項のすべてを記入することができないときは,日本産業規格A4の用紙に記入し,別紙として添付してください。
- 4 ※印欄は,記入しないでください。

別記様式第5号(第10条関係)

環境影響評価方法書に対する意見概要送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第11条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書に対する意見の概要をとりまとめたので送付します。

対象事業の名称				※整理番号	
対象事業の種類				※受理年月日	
対象事業の規模					
対象事業実施区域					
意見書提出数					
意見数					
その他参考事項					
担当者連絡先	所在地			電話番号	
	所属			担当者名	

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第6号(第12条関係)

環境影響評価準備書等送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第16条の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書及びその要約書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
関係地域の範囲			
調査担当機関			
事業の実施に関する 免許等に係る行為又は 届出の名称			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 条例第15条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により、2以上の対象事業について併せて環境影響評価準備書の作成を行った場合は、その他参考事項の欄にその旨を記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

添付書類

対象事業実施区域及び関係地域の範囲を示した適切な縮尺の図面(対象事業実施区域内又はその周辺に特別配慮地域が存在する場合は、特別配慮地域と対象事業実施区域との関係も図示したものとする。)

別記様式第7号(第17条関係)

環境影響評価準備書説明会開催計画通知書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第18条第2項の規定により、環境影響評価準備書に関する説明会(以下「準備書説明会」という。)の開催計画について通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
準備書説明会開催計画	開催予定日時		
	開催予定場所(名称及び所在地)		
	定員		
準備書説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第8号(第18条関係)

環境影響評価準備書説明会開催結果送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第18条第3項の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書に関する説明会(以下「準備書説明会」という。)の開催結果について送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
開催場所			
準備書説明会の開催以外に講じた措置の内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

添付書類

- 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、準備書説明会の経過並びにその概要を記載した書類
- 2 準備書説明会で資料を配布した場合は、その資料

別記様式第9号(第20条関係)

環境影響評価準備書説明会の代替措置に関する報告書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に関する説明会に代えて次のとおり措置を講じたので、新潟市環境影響評価条例第18条第5項の規定により報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
周知実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
準備書の記載事項の周知を行った地域			
準備書の記載事項の周知方法			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

添付書類

準備書の周知のため資料を配布した場合は、その資料。

別記様式第10号(第22条関係)

環境影響評価準備書に対する意見概要等送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第20条の規定により,別添のとおり環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者としての見解をとりまとめたので,送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
意見書提出数			
意見数			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は,記入しないでください。

別記様式第11号(第36条関係)

環境影響評価書等送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第25条の規定により, 別添のとおり環境影響評価書及びその要約書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は, 記入しないでください。

別記様式第12号(第41条関係)

対象事業廃止通知書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業を実施しないこととしたので、新潟市環境影響評価条例第28条第1項・第29条第4項・第30条第3項において準用する第28条第1項・第30条第3項において準用する第29条第4項の規定により通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
実施しないこととした年月日	年 月 日		
公告(予定)年月日	年 月 日		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第13号(第41条関係)

事業内容等修正通知書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

事業の内容等を修正した結果、対象事業に該当しないこととなったので、新潟市環境影響評価条例第28条第1項・第29条第4項・第30条第3項において準用する第28条第1項・第30条第3項において準用する第29条第4項の規定により通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
修正の内容			
修正の理由			
修正年月日	年 月 日から 年 月 日まで		
公告(予定)年月日	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 対象事業の名称、対象事業の種類及び対象事業の規模の欄は、修正前のものを記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第14号(第41条関係)

対象事業引継通知書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業の実施を次のとおり引き継いだので、新潟市環境影響評価条例第28条第1項・第29条第4項・第30条第3項において準用する第28条第1項・第30条第3項において準用する第29条第4項の規定により通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
引継ぎを受けた者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
引継ぎ年月日	年	月	日
引継ぎの理由			
公告(予定)年月日	年	月	日
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第15号(第44条関係)

環境影響評価その他の手続の再実施に関する報告書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第30条第2項の規定により環境影響評価その他の手続の再実施
をすることとした旨の公告をしたので、報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
再実施する手続の内容			
再実施をすることとした理由			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
公告事項			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注1 公告事項の欄の記入は、公告の写しの添付によりこれに代えることができる。
2 ※印欄は、記入しないでください。

工事着手届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業の工事に着手したので,新潟市環境影響評価条例第33条の規定により届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は,記入しないでください。

別記様式第17号(第45条関係)

工事完了届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業の工事を完了したので,新潟市環境影響評価条例第33条の規定により届け出ます。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
工事完了年月日	年 月 日		
供用開始予定年月日	年 月 日		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は,記入しないでください。

別記様式第18号(第46条関係)

事後調査報告書等送付書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第34条第3項の規定により、別添のとおり事後調査報告書を送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
対象事業に係る工事の進捗状況又は供用の状況			
事後調査実施期間	年 月から 年 月まで		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第19号(第48条関係)

事後調査報告書に係る意見書

年 月 日

(宛先)新潟市長

意見提出者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市環境影響評価条例第34条第5項の規定により、意見書を提出します。

事後調査報告書の名称			
環境の保全の見地からの 意見及びその理由(頁番 号, 行番号等意見箇所を 明記すること)			
※整理番号		※受理年月日	

注1 意見は、意見の理由も含めて日本語で記入してください。

2 この様式に記入しようとする事項のすべてを記入することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記入し、別紙として添付してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第20号(第49条関係)

措置状況報告書

年 月 日

(宛先)新潟市長

事業者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業の実施等に関し、次のとおり措置を講じたので、新潟市環境影響評価条例第34条第10項の規定により報告します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
講じた措置の内容			
措置を講じた年月日	年 月 日		
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第21号(第57条関係)

(縦6センチメートル, 横8センチメートル)

(表)

第	号
新潟市環境影響評価条例第47条第2項に規定する身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
	年 月 日生
	年 月 日交付
	新潟市長 印

(裏)

新潟市環境影響評価条例(抜粋)
(立入検査)
第47条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている区域に立ち入り、対象事業に係る必要な事項を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第1号(第4条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第1号の2(第4条の2関係)

(平25規則86・追加)

別記様式第1号の3(第4条の6関係)

(平25規則86・追加)

別記様式第2号(第5条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第3号(第6条, 第13条, 第37条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第3号の2(第8条の4関係)

(平25規則86・追加)

別記様式第3号の3(第8条の5関係)

(平25規則86・追加)

別記様式第3号の4(第8条の7関係)

(平25規則86・追加)

別記様式第4号(第9条, 第21条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第5号(第10条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第6号(第12条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第7号(第17条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第8号(第18条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第9号(第20条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第10号(第22条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第11号(第36条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第12号(第41条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第13号(第41条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第14号(第41条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第15号(第44条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第16号(第45条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第17号(第45条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第18号(第46条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第19号(第48条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第20号(第49条関係)

(平25規則86・一部改正)

別記様式第21号(第57条関係)